

W00915119 号-2

平成 18 年 1 月 16 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン(有)

表取締役 ク里斯 ウォルタース



## 平成 17 年度 第 2 回定期監査 報告書

### (その 2) 濃縮事業部の監査結果

#### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 17 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 2) 濃縮事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 17 年 11 月 28 日、及び 29 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	[Redacted]

#### 2. 平成 17 年度 第 2 回 定期監査の視点

##### 2.1 これまでの監査経緯

このたびの監査は濃縮事業部として通算 3 回目の定期監査である。これまでの概略経緯は次の通りである。

##### (1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

濃縮事業部は監査対象ではなかった。

##### (2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

監査対象に濃縮事業部が加わり、次の視点で監査を実施した。

- ① 再処理事業部が策定した品質保証体制の「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮事業部の既存の規定類に追加する必要性の有無について同事業部が検討した結果の妥当性を評価した (文書監査)。
- ② 品質保証活動の基本事項である、品質目標の設定／展開状況、及び事業部長のマネジメントレビュー状況を評価した (実地監査)。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02) 注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

### (3) 第3回定期監査(平成17年度第1回)

上記「改善策」の水平展開として実施した業務に限定して、P D C A (計画、実行、監視評価、改善) の展開状況を評価すると共に、一般監査の態様でマネジメントレビュー、教育訓練、内部品質監査、不適合処理、設計管理について監査を実施した。

### 2.2 平成17年度 第2回定期監査の視点

上記の経緯を踏まえ、今回の監査では、上記「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

## 3. 監査の態様

文書監査と実地監査は、夫々を次の態様で実施した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行内容が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。従って、被監査部署に対しては、新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）の提示を求め、内容の評価を行った。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

監査では、同一テーマを2名の監査員で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

## 4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*

\*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的な内容」

- ② 会社が定めている基本理念、又は、上記①を規定した文書の上位規定

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査対象項目ごとの適切性は、次の定義による3段階のランクで評価した。

ランク	定義
非常に良好	評価の基準に照らして、非常に行き届いた態様で対応（規定化、あるいは規定に基づく実行等）が行われている。
良好、又は 良好（コメント含）	評価の基準を満足する対応（規定化、あるいは規定に基づく実行等）が行われている。 より優れた運用に寄与する可能性があれば、参考的にコメントを付記する場合がある。採択は被監査部門の自由。
指摘事項 有	評価の基準を満たしておらず、不適合。必ず是正が必要。

## 6. 監査結果

濃縮事業部の各部署に対する監査結果の詳細は、添付一1（総覧用）、及び、添付一2に記載した。監査の日程と出席者を添付一3に示す。

総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。なお、特に改善項目に焦点を当てた全社対象の総括については「全体総括編（W00915119号-0）」を参照していただきたい。

### ① 「指摘事項」は観察されない

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も継続されていると見なせる。

### ② P D C Aの展開が定着しつつある

品質保証活動に限らず、何らかの実行行為を有効に推進するためにはP D C A（計画、実行、監視評価、改善）を展開させることが求められる。埋設事業部は通算3回目の定期監査であるので、P（計画）、D（実行）、C（監視評価）、A（改善）の一連の展開状況を監査視点とした。

総じて、各部門ではP D C Aの展開の重要性を認識し、P D C Aの展開が定着していると見なせる。

### ③ トップマネジメントレビューは良好に機能している

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能していると見なせる。品質目標に関しては、社長を筆頭とする上位者の方針や目標を、下位者が自部門の業務内容を踏まえて策定している状況が、前回監査時に引き続いで観察される。

マネジメントレビューに関しては、事業部長レビューを経て、「社長診断」という形のトップマネジメントレビューが四半期ごとに実施されている。レビュー会議の議事録の

深みも適切であり、また、社長の指示・要請事項は事務局としての品質保証室によってリスト化され、フォローされる仕組みが定着している。

前回の監査でも述べたが、こうした仕組みの定着には、レビューに使用される帳票類が統一されていることが寄与していると判断され、レビュー側も被レビュー側も、一定の様式で記載された情報に基づいて、ベクトルを合わせた対話・審議が効果的になされていると思われる。

以上

添付-1

監査結果一覧(総覧用)  
(濃縮事業部)

## 濃縮事業部に対する監査

No.	被監査部門	監査区分	監査項目	評価結果	備考	根拠資料
1 安全管理部 品質保証課	文書監査	実地監査	①加工施設品質保証計画書 ②文書管理要領 ③不適合管理要領 ④是正処置・予防処置管理要領 ⑤調達先管理要領	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	①改正 ②改正 ③改正 ④改正 ⑤改正	濃縮 No. 1
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			教育・訓練	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			内部品質監査	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			不適合管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
	安全管理部 放射線管理課	実地監査	①加工施設放射線管理 総括要領 ②使用施設放射線管理 総括要領	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	①改正 ②改正	
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			教育・訓練	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好(コメント含) <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			業務委託	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			協力会社との 双方向コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			不適合管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		

No.	被監査部門	監査区分	監査項目	評価結果	備考	根拠資料
3	濃縮運転部 濃縮技術課 運転課 保修課	文書監査  実地監査	①加工施設異常事象対策要領 ②加工施設運転総括要領 ③加工施設シリンダ等取扱要領 ④加工施設保守要領	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好* <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	①改正 ②改正 ③改正 ④改正	濃縮 No. 3
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			教育・訓練	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			不適合管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			内部品質監査	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			設計管理及び調達先管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
4	濃縮計画部 施設部	文書監査  実地監査	協力会社との 双方向コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		濃縮 No. 4
			①加工施設保安規程	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	①改正	
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			教育・訓練	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好(コメント含) <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	濃縮計画部が対象	
			設計管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	濃縮計画部が対象	

No.	被監査部門	監査区分	監査項目	評価結果	備考	根拠資料
5	ウラン濃縮 技術開発 センター  プロジェクト マネジメント オフィス G  材料開発 G  試験課	文書監査	①使用施設保安要領 ②使用施設品質保証計画書 ③使用施設異常事象対策要領 ④使用施設運転総括要領 ⑤使用施設保守要領 ⑥使用施設安全検討委員会運営要領 ⑦核燃料取扱主務者業務要領	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	①改正 ②新規 ③改正 ④改正 ⑤改正 ⑥改正 ⑦改正	濃縮 No. 5
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
		実地監査	教育・訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			不適合管理	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			内部品質監査	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			設計管理	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			調達先管理	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			協力会社との 双方向コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		

添付-2

# 濃縮事業部に関する監査結果 (詳細版)

## 部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 1)

被監査部門	濃縮事業部 安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 17 年 11 月 28 日	
<b>(文書監査)</b>		①加工施設品質保証 計画書 (要則濃事部第 2 号-3) ②文書管理要領 (E50051-008-03) ③不適合管理要領 (E50051-010-03) ④是正処置・予防処置 管理要領 (E50051-011-03) ⑤調達先管理要領 (E50051-012-03)
<b>(実地監査)</b>		
<p><b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b></p> <p>品質目標に関しては、社長が定めた品質方針を反映して事業部長が年度目標を策定し、当該事業部長方針を踏まえて部・課レベルの目標が着実に展開されている。平成 17 年度は 7/28(第 1 回)及 10/20(第 2 回)に事業部長レビューが実施されている。第 2 回の社長レビューは 11/8 に実施されており、保安検査への対応等の報告事項に対して、社長よりの特段のコメントはなかった。</p> <p>品質目標の設定に際して、一部に定量的判定の困難なものが観察された。本件については、次年度分から検討するとの事業部方針である。</p>		
<p><b>2. 教育・訓練</b></p> <p>平成 17 年度の教育計画と同年度の現在までの教育実績を閲覧した。規定に従って、事業部として統一した書式による教育計画及び実績が欠落なく管理されていることを検証した。</p>		
<p><b>3. 内部品質監査</b></p> <p>安全管理部品質保証課が濃縮事業部の事務局を担当しており、平成 17 年度の計画は 3 月に作成されている。濃縮運転部 運転課(7/6)及び保修課(7/7)の記録をサンプリングにより検証した結果、チェックリストを元に対面による監査が行われている。提起された要望事項(保修課：改造計画書の書式変更の件)に対しては、速やかな対応が行われており、内部監査が有効に機能している状況が確認された。</p>		
<p><b>4. 不適合管理</b></p> <p>安全管理部 品質保証課が事務局を担当している。4 月以降、5 件の不適合が発生しているが、期限を明示した対策、フォロー及び遡及効果の確認が行われており、適切な管理・運用の態様であることを確認した。</p>		
<b>(第三者監査所見)</b>		
上記の監査範囲において、改善事項に係る活動の PDCA 展開を含めて品質保証体制は良好に機能していると判断する。		
<b>(コメント)</b> なし。		

## 部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 2)

被監査部門	濃縮事業部 安全管理部 放射線管理課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 17 年 11 月 28 日	
<b>(文書監査)</b>		①加工施設放射線管理 総括要領 (E50401-001-22) ②使用施設放射線管理 総括要領 (E50401-006-12)
前回の定期監査時以降、「加工施設及び使用施設・放射線管理総括要領」の改正がなされたので、内容確認を行ったが、法令内容の正確な記載への変更等のみであり、品質保証システムに影響する事項でないことを確認した。		
<b>(実地監査)</b>		
<b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b>		
課レベルの対応状況を監査した。事業部長、部長の目標を踏まえ、課の目標が設定されている。平成 16 年度に策定した目標が達成されているため、平成 17 年度においては、新たな目標を掲げて活動を行っている。		
<b>2. 教育・訓練</b>		加工施設教育・訓練 要領 (E51501-004-19)
平成 17 年度の教育計画と同年度の現在までの教育実績を閲覧した。規定に従って、事業部として統一した書式による教育計画及び実績が欠落なく管理されていることを検証した。(コメント有り)		
<b>3. 業務委託</b>		
任意抽出の一項目として監査した A 社に対する「平成 17 年度 放射能・水質分析補助業務委託仕様書(H50401-04 仕-001)」の中で、委託内容等が明示され、適切な業務委託がなされていた。また、業務遂行過程で、実施に係る手順書類が変更された際には、関連教育も実施されており、危惧する事項は観察されない。		
<b>4. 協力会社との双方向コミュニケーション</b>		
任意抽出の一項目として監査した。協力会社の担当者レベルとの連絡会である安全推進協議会・放射線管理部会は 3 ヶ月毎に開催されており、本部会開催時に現場パトロールも併せて実施されている。直近では、第 11 回部会が 9 月 30 日に開催されており、それに先立つ開催案内及び開催後の議事録の配布等も確実に実施されており、協力会社との継続した関係強化が図られている。		
<b>5. 不適合管理</b>		
計器の校正外れに対する不適合事例の遡及効果について、担当部門として、適切な有効性評価を行っている。危惧事項は観察されない。		
<b>(第三者監査所見)</b>		
上記の監査範囲において、改善事項に係る活動の PDCA 展開を含めて品質保証体制は良好に機能していると判断する。		
<b>(コメント)</b>		
教育計画の実績把握は 3 ヶ月毎に実施され、計画フォローも行われているが、濃縮事業部の多くの部署では毎月の計画フォローが行われていることから、同様のよりきめ細かい教育計画フォローが望まれる。		

## 部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 3)

被監査部門	濃縮事業部 濃縮運転部 濃縮技術課、運転課、保修課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成 17 年 11 月 28 日		
(文書監査)			
濃縮運転部では品質保証関連分野に関して、右記の要領書が改正されているが、改正内容に品質保証に関する危惧事項は観察されない。			
(実地監査)			
<b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b>			
前回の監査で、工場長・部長レビューが確実に実施されて平成 16 年度の品質目標が達成され、かつ平成 17 年度の課の品質目標が設定されていることを確認であった。今回は平成 17 年度第 1 回 (7 月) 及び第 2 回 (11 月) のマネジメントレビューの実施状況を上記 3 課について監査した結果、適切な工場長・部長コメントがなされ、そのフォローも確実に実施されており、PDCA が継続して効果的に展開されていることを確認した。			
<b>2. 教育・訓練</b>			
濃縮技術課が加工施設教育・訓練の主導部署として、濃縮事業部 (加工施設) の教育活動を推進している。教育計画表及び保安教育履歴管理台帳を用いた管理の仕組みができあがり、濃縮運転部での教育活動は定着しつつあることが確認された。なお、全社大の教育システム構築の一環として、教育規定が本年 11 月 8 日付で制定されたが、基本的には現状の加工施設教育・訓練要領に取込まれている。今後は教育履歴管理システムをどのように活用していくかの検討が期待される。			
運転課においては、代直要員再教育 OJT、事例研究、非常時対応教育等の独自の活動が実施されていることを確認した。			
保修課についても、保安及び一般教育の計画と実績フォローが確実に行われており、濃縮運転部の教育に対する管理者の積極的な姿勢は高く評価できる。			
以上、教育計画の実施フォローは、確実に行われており良好な態様で定着していると判断される。これには、使用される様式を統一したこと及び管理者の積極的な取組姿勢が寄与していると考える。			
<b>3. 不適合管理</b>			
濃縮運転部では、測定機器精度外れ等の不適合が発生しているが、是正処置の実施或いは原因追及中で、その間の測定データーの妥当性評価は実施されていることを確認した。厳密な精度管理が行われており、実質的には弊害は生じないものの、監視機器精度外れを少なくする努力を継続されることが期待される。			

- ①加工施設異常事象対策要領  
(E51501-023-14)
- ②加工施設運転総括要領 (E51502-001-32)
- ③加工施設シリンダ等取扱要領  
(E51502-002-21)
- ④加工施設保守要領  
(E51503-001-25)

- ⑤加工施設教育・訓練要領 (E51501-004-19)

#### 4. 内部品質監査

濃縮運転部各課に対する内部監査で提起された「観察事項」に対しては要求期限までに被監査部門の意見・対応計画が回答される仕組みが定着している。特段の問題点は観察されない。

#### 5. 設計管理及び調達先管理

任意抽出の一項目として、ウラン濃縮工場運転・設備管理補助業務委託（運転課）及びHFモニタアンプ調整工事（保修課）について監査した。後者については、規定に従って濃縮安全委員会の審議が行われていることを確認した。なお、HFモニタアンプ調整工事については、発注仕様書と工事要領書の検証を示すエビデンスとして対比表等の整備が期待される。

#### 6. 協力会社との双方向コミュニケーション

濃縮運転部の各課では、業務委託等の協力会社との着手前打合（毎日）や安全推進協議会、業務連絡会及び現場パトロール（毎月）を実施して、より良い双方向コミュニケーションの確立に努めている。特に、トラブル事例を教訓としてハザードマップを作成・改定して、業務前作業安全の確認に活用している例はPDCAサイクルを展開しての改善活動の成果であり高く評価できる。また、高度のスキルが要求される協力会社担当者に対してはJNFL担当者が講師となっての教育を実施して、重要度に応じた効率的な教育システムが確立されていることを確認した。これらは協力会社を含めての技術力向上の取組みである。

##### (第三者監査所見)

上記の監査範囲において、改善事項に係る活動のPDCA展開を含めて品質保証体制は良好に機能していると判断する。

##### (コメント)

なし。

## 部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 4)

被監査部門	濃縮事業部 濃縮計画部 施設部	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成 17 年 11 月 28 日		
(文書監査) 濃縮計画部では品質保証関連分野に関して、右記の保安規定が改正されているが、改正内容に危惧事項は観察されない。			
(実地監査)			
<b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー (濃縮計画部、施設部)</b> 平成 17 年度第 1 回 (7 月) 及び第 2 回 (11 月) のマネージメントレビューの実施状況について監査した。若干の実施遅れはあるものの、継続して PDCA が展開されていることを確認した。			
<b>2. 教育・訓練 (濃縮計画部)</b> 教育計画表及び保安教育履歴管理台帳を用いての管理の仕組みができあがり、教育活動は定着しつつある。濃縮計画部に対する昨年 12 月の内部監査では教育の徹底が要望事項として出ており、少なくとも四半期毎の実績管理台帳での更なるきめ細かい実績管理が行われるものと期待する。(コメント有り)			
<b>3. 設計管理 (濃縮計画部)</b> 任意抽出の一項目として、「MOX 燃料確証試験用の劣化ウラン払出しに関する核燃料物質加工事業」(濃縮計画部) について監査した。規定に従って濃縮安全委員会の審議を経て申請が行われていることを確認した。			
(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、改善事項に係る活動の PDCA 展開を含めて品質保証体制は良好に機能していると判断する。			
(コメント) 教育・訓練状況をより詳細に把握できるよう下記事項の検討が望まれる。 教育実績管理台帳の更なるきめ細かい実績管理 (濃縮計画部)。			

## 部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 5)

被監査部門	濃縮事業部 ウラン濃縮技術開発センター プロジェクトマネージメントオフィス G、材料開発 G、試験課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 17 年 11 月 29 日	
(文書監査)		
ウラン濃縮技術開発センターではプロジェクトマネージメントオフィス G (以下 PMOG と呼ぶ) が品質保証関連分野の規定類の所管部署となっている。本年 4 月に使用施設品質保証計画書が新規制定されて、JEAC4111 を準用した品質保証体制が構築された。今回、使用施設保安要領に対して、目的の明確化、組織変更等による改正が行われ、これを受け右記関連規定類も改正された。改正内容に品質保証に関する危惧事項は観察されなかった。なお、改正個所の表示はわかりやすく文書書式 (目的、適用範囲、関連文書、用語の定義等) も規定に従つたものであった。		
(実地監査)		
<b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b>		
技術開発センターの品質目標管理は今年度から導入され、前回の監査で事業部長・所属長レビューが実施されていた。今回、品質目標の改善状況を PMOG、材料開発 G 及び試験課について監査したが、いずれの部門に対しても適切な所属長コメントが発せられ、それを確実にフォローして改善に向けての PDCA の展開がなされていることを確認した。		①使用施設保安要領 (E52001-001-07) ②使用施設品質保証 計画書 (E52001-013-01) ③使用施設異常事象 対策要領 (E52001-009-06) ④使用施設運転総括 要領 (E52001-002-02) ⑤使用施設保守要領 (E52001-006-02) ⑥使用施設安全検討 委員会運営要領 (E52001-008-02) ⑦核燃料取扱主務者業 務要領 (E52001-003-02) ⑧使用施設教育・訓練 要領 (E52001-011-02)
<b>2. 教育・訓練</b>		
使用施設教育・訓練要領に従って、品質保証、コンプライアンスの重要性に関する教育が実施されていることを試験課の教育記録で確認した。教育実績管理及び力量評価が確実に行われている。 全社大の教育システム構築の一環として教育規程が新たに制定され、将来は教育履歴管理システムを使用していくことになるが、本件への対応は今後行われる予定である。		
<b>3. 不適合管理</b>		
ウラン濃縮技術開発センターの平成 17 年における不適合は発生していない。なお、技術開発部門であることを鑑みて不適合にあたらない軽微なものを管理指標として改善活動を実施しており、品質保証体制の改善に向けた PDCA が展開されている。		

#### 4. 内部品質監査

ウラン濃縮技術開発センターでは既に ISO の品質保証体制を確立していたが、本年度からさらに JEAC4111 に準拠した使用施設保安要領及び使用施設品質保証計画書も制定された。このため定期内部監査に加えて臨時の内部監査を自ら要請して 6 月に実施された。規定類の改定遅れ等の観察事項があつたが、これらは正処置を 8 月中に完了させた。更に、10 月には 6 部門に対する定期内部監査が 10/26-10/31 に実施され、指摘事項 2 件及び観察事項数件が提起された。指摘及び観察事項に対しては要求期限までに被監査部門の意見・対応計画が回答される仕組みができており、品質保証体制の改善に内部監査が有効に機能していること及び積極的な取組姿勢は高く評価できる。

#### 5. 設計管理

任意抽出の一項目として、廃棄物貯蔵庫増設工事 (PMOG) について設計管理の監査を行った。規定に従って安全検討委員会の技術審査が確実に実施されていることを確認した。

#### 6. 調達先管理

調達先評価の任意抽出サンプルとして、試験補助業務委託の案件 (PMOG、試験課、材料開発 G) を監査した。調達先評価表及び業務管理室調達先管理 DB に基づいて、調達先評価が確実に実施されていた。また、仕様書要求事項に合致していることの確認エビデンスとして、発注仕様書と協力業者の品質保証計画書を対比しての検証（検証マーク入り：前回監査コメントを受けての改善策）がなされていることを確認した。

#### 7. 協力会社との双方向コミュニケーション

品質保証及び安全意識の高揚と共通認識をもつことを目的とした各種の取組（日常管理：委託作業指示書/受託業務日報、工事開始前の作業安全確認と打合せ、定期交流：管理者レベルの情報交換、共同教育・訓練の実施等）が行われており、協力会社との双方向コミュニケーションの確立に努力されている。

#### (第三者監査所見)

上記の監査範囲において、改善事項に係る活動の PDCA 展開を含めて品質保証体制は非常に良好に機能していると判断する。

#### (コメント)

なし。

## 平成 17 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者

(濃縮事業部)

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)